資料２

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催についての一部を改正する決定（案）

令　和　７　年　○　月　○　日
青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催について（令和６年11月25日青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催について 令和６年11月25日 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定 最終改正　令和７年●月●日 １　趣旨（略） ２　構成員等　（略） ３　ワーキンググループにおける議事の公表 　ワーキンググループは、原則として公開とする。ワーキンググループの議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公開や公表をすることにより公平かつ中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、ワーキンググループ及び議事要旨の各々について、全部又は一部を公開若しくは公表しないものとすることができる。 ４　庶務　（略） ５　その他　（略）	インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催について 令和６年11月25日 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会決定 １　趣旨　（略） ２　構成員等　（略） ３　ワーキンググループにおける議事の公表 　ワーキンググループは、非公開とする。ワーキンググループの議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公表することにより公平かつ中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。 ４　庶務　（略） ５　その他　（略）

別　紙 インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ名簿 （略） ［以上、五十音順、敬称略、役職は令和６年●月●日現在］ （略）	別　紙 インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ名簿 （略） ［以上、五十音順、敬称略、役職は令和６年 11 月 25 日現在］ （略）

附　則

この決定は、令和７年〇月〇日から施行する。